

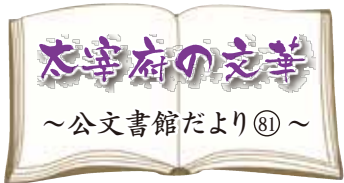
## 鎌倉時代の大宰府機構

古代から継続し鎌倉時代に至っても、朝廷の九州出先機関である大宰府機構は厳然と存在していました。

大宰府機構の発給文書は、大宰府機構から下部の機関や個人などに下達された「大宰府庁下文」、大宰府機構と上下関係のない機関に出された「大宰府政所牒(史料上は「帖」)」、大宰府機構から京都にいる実質的長官の大宰権帥あるいは大宰大弐に上申された「大宰府在庁官人等解」の3種類があります。鎌倉時代の大宰府機構による発給文書は35点。このうち、最初の2点を除き、連署者に「執行藤原」(あるいは「執行藤原朝臣」)がみえる点が、平安時代までの同様の書式と異なります。

執行職は、平安時代末期か

ら鎌倉時代初期に新たに創設された大宰府機構の在庁職で、発給文書にみえる「執行藤原」は、すべて鎌倉幕府御家人の武藤氏に比定できます。鎌倉時代の執行は、一時期府官の惟宗が賢が任じられますが、ほぼ武藤氏が独占しており、武藤氏世襲の職となりました。幕府側では武藤氏が守護として府官を従え、宰府守護所を構成していましたが、朝廷側でも執行として府官の首座に位置したこ



とが分かります。

鎌倉時代の大宰府機構発給文書のうち、半数近くは肥前国武雄社に宛てた大宰府庁下文です。武雄社は「府社」(大宰府機構が直轄支配した神社)であり、両者の間には上下関係が想定できますので、「下文」が使用されています。武雄社には宰府守護所(肥前守護・武藤氏)も文書を発給していますが、こちらは「牒」という文書様式が用いられています。宰府守護所―武雄社の間には上下関係がないためです。

鎌倉時代の大宰府機構発給文書は元徳2(1330)年までみえ、朝廷―大宰府機構間の伝達ルートは鎌倉末期まで機能していたことが確認できます。これが南北朝時代には発給文書が姿を消し、大宰府機構がどうなったかのよく分かりません。大宰府機構発給文書の終見は正平16(1361)年ですが、この時期は九州南朝方の征西府が大宰府に置かれて全盛期を迎えており、一時的に旧来の大宰府機構を復活させたものと思われま

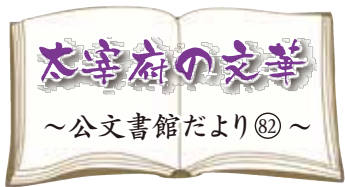
公文書館 朱雀 信城

# 江戸時代のお願い——悪病の流行と神への畏れ

「太宰府市史 近世資料編」には、観世音寺触の村々から郡役所へ出された願書を写した、「雑記」と呼ばれる資料が収録されています。触とは数十の村々を合わせた江戸時代の行政区画で、大庄屋が取り仕切り、触内の各村から郡方への願書は、大庄屋を通してやり取りが行われました。

さて「雑記」の目次には、「悪病流行につき大神楽願いの事」と「願成就踊り願いの事」という二つの項目が並んでいます。前者は、文久2（1862）年閏8月に大佐野村から提出されたもので、「大神楽」は大神楽（獅子舞・曲芸など）のことと思われます。内容は、6月中旬（旧暦）から痢病がはやり、氏神（大佐野3丁目の地祇神社）へ願かけに大神楽を執行したらピタリと治まったので、願ほどのきの大神楽を奉納したいというもので、願いは郡役所に聞き届けられたことが書き添えられています。

後者は、瓦田村（現大野城市）から同年正月に提出されています。その内容は、3年前に悪病が村内に流行した折、氏神（瓦田2丁目の地祇神社）に立願して鎮まったが、「時節柄お願いも申し上げ難く、これまで打ち過ぎ」てしまい願ほどのきをしなかった。このことが神意に叶わず昨年の夏からまた病が流行してしまいました。よって願ほどのきとしての踊り一座興行をお許しください、とのことで、郡方役人から「よんどころ無き次



第一なので「猥の義これ無く取り締まり」の上興行を許可する旨が大庄屋へ伝えられました。

この2通の願書で興味深いのは、最後の方に「費がましき義」（経費が掛かりそうなこと）が無いよう「宰判」（管理）いたしますから、という一文が共通して見られることです。特に瓦田村の踊り興行の場合は、「容易に差し免しがたい」けれどもしようがない、と郡方役人がしつこく認められた様子がわかります。瓦田村が「時節柄」と願ほどのきをいったん保留してしまったのは、安政期以降の世相の不穏な空気を考慮してのことだったかもしれません。また当時、福岡藩では窮乏する財政を立て直すため、大倭約が藩政改革の一つに掲げられていた時期でもあり、村々でも祭礼など「費がましき義」に対してはより厳しく取り締まりがなされていたであろうことも関係すると思われます。

とはいえ、悪病の流行はいつの時代の社会にとっても緊急事態には違いないく、その原因が疫神や鬼の仕業と考えられていた当時、地域の氏神に悪病の退散を祈ることは人々にとって重要な対抗策であり、当局としても特別に認めざるをえない習俗だったといえます。

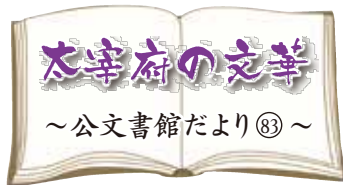
公文書館 藤田 理子

## まちをきれいに——明治時代の清潔法

近代の日本では、日常の伝染病対策としては専ら「清潔法」が行われていました。清潔法とは、地中・水中・空气中に存在する病毒（微生物）が主に腐敗物を糧に増殖するという考えのもと奨励された、地域の溝渠・芥溜・廁圍（便所）の掃除と家屋の清掃です。清潔法は、明治13（1880）年公布の「伝染病予防規則」（太政官布告）の附属法規である「伝染病

予防心得書」（内務省達）で伝染病ごとの実施が規定されています。旧太宰府町と水城村でも、明治末頃から年2回、定期的に清潔法が行われますが「事務報告」「太宰府市史 近代資料編」、清潔法実施の主体となったのは各区の衛生組合でした。

衛生組合は、明治20年の「虎列刺病予防消毒心得書」（内務省訓令）で全国的にその設立が指示され、区戸長の監督の下「各町内毎二便宜」編成されました。ここにおいて土地の清潔維持や早期消毒などは基本的にその地区の「相互扶助」に任せられることになり、小栗史朗「地方衛生行政の創設過程」。そして、同28年の内務省訓令で清潔法は市町村の責任で実施



することが示されます。旧太宰府町の場合、明治38年度の予算書によると、三条・連歌屋・馬場・五条・大町・新町・北谷・内山・松川・片ノ谷の地区ごとに町から補助費が出されています。清潔法の施行と伝染病患者発生の際には特別補助が出されましたが（『太宰府町々会議事録』）、それも含めた各区の補助費の平均は6円程度でした。

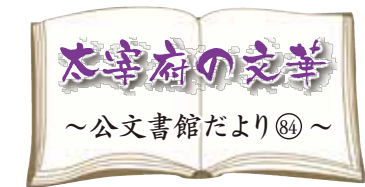
また、国では早くから、環境保持のためにはごみ処理も重要な対策の一つとして考えており、明治33年に廃棄物に関する法律「汚物掃除法」が成立します。旧太宰府町では、明治38年度に「塵芥焼却場」4カ所（大町・新町・連歌屋・馬場）の設置予算が組まれますが、これは借地に柵囲いを施しただけの設備だったようで、町場に出されるごみを集積して野焼きにしたものかと想像され、当時、一部の自治体で導入された、レンガ造りの焼却炉を持つ先進的な施設とは趣を異にしたようです。

太宰府市公文書館 藤田理子

## 『万葉集』と筑紫

「令和」元元から、まもなく2年になろうとしています。この年号は『万葉集』にみえる大宰帥大伴旅人の邸宅で開かれた「梅花の宴」がその典拠であったことから、太宰府が新元号「令和」ゆかりの地として、全国的に注目を浴びたことは記憶に新しいところです。

『万葉集』は、現存する日本最古の歌集として有名ですが、謎の多い書物でもあります。たとえば、誰が編さんしたのかという点については、大伴家持単独編さん説がある一方、家持がこれに深くかかわったことは間違いないとしても、左大臣にまで昇った橘諸兄(葛城王)が編さん責任者であったという説、あるいは諸兄・家持両者の共撰とする説もあります。また、その成立過程も、かなり複雑であったとみられ、最近の上野誠さんの



の考察によれば、次のような流れが想定されています。まず、巻1・2が最初に編さんされ、それを引き継ぐ形で巻3・4が、さらにこれに続けて巻5・16が、最後に巻17・20が継ぎ足されて全部で20巻となり、その後、全体が現存する形に調整されて、平城天皇の頃に公にされたというものです。これも確定的とはいえませんが、編さんが何回かに分けて行われたであろうことは、広く認められているところでは、

ところで、この『万葉集』には、筑紫(九州全体)に関わる歌がいったいどれくらいあるのでしょうか。林田正男さんは、筑紫で詠まれたもの、作者未詳歌で筑紫の地名が詠みこまれたものを筑紫歌、筑紫の地名が詠みこまれているが、筑紫以外で詠まれたものを参考歌として、筑紫歌322首、参考歌56首、計378首と推定しています。たとえば、

あをによし奈良の都は咲く花の

薫ふがごとく今盛りなり

(巻3 328番)

という歌があります。平城京の繁栄を詠んだ歌ですが、題詞には「大宰少弐小野老朝臣の歌一首」とあり、これに後続する歌群から、大宰府での宴席で詠まれたと考えられており、筑紫の地名は全く登場しないものの、筑紫歌の1首とみることができそうです。大宰府政庁跡東側の大宰府展示館近くに、この歌を刻んだ歌碑が建てられています。いま流行りのマイクローツリズムの一つのかたちとして、このコロナ禍のなかで密を避けつつ、市内に散在する万葉歌碑を巡ってみるのもまた一興ではないでしょうか。

太宰府市公文書館 重松 敏彦

## おともおえまる さいとうしゅうほ 大伴大江丸と齋藤秋圃

大伴大江丸（1722～1805）は、本名は安井政胤、大坂で生まれ、江戸中期に主に大坂で活躍した俳人です。大江丸は飛脚問屋として三都随一と呼ばれるほどに家業を盛り立て、同時に俳人としては、江戸の大島蓼太に入門して与謝蕪村などとも交わり、蕉風（松尾芭蕉とその門人らが確立した俳諧の作風）の復興運動にも寄与しました。

秋月藩御用絵師で、のちに大宰府に隠居して町絵師となつた齋藤秋圃（1772～1859）には、俳諧の発句を列挙して絵を添える、絵俳書や俳諧刷物の作品の存在が知られます。初期代表作の風俗絵本『葵氏艶譜』（享和3・1803年刊）にも発句を掲げたページがあり、秋圃は「足齋」の名義で自作の句を1句載せています。実はこの中に大江丸も1句寄せており、両者の間には交流があったと思われる。

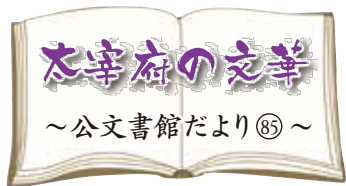
秋圃は若いころは亦助（又輔）と名乗り、大坂で幫間（たいこもち。座興などをして酒席を盛り上げる人）をしていて、絵の巧みな人物であったことを、かの有名な滝沢馬琴が自身の紀行文に記しています（『羈旅漫録』享和3年刊）。両者は50歳の年齢の開きがあるものの、大江丸の最晩

年、大坂を舞台に俳諧や絵を通じて交流をもっていたと考えてよいでしょう。

齋藤家資料には大江丸に関する資料が2点遺されています。1つは《狂歌画卷》という狂歌・発句に秋圃が絵を添えたもので、その中に、大江丸の句「弁慶もたった1度よおほろ月（朧月）」が採録されています。

もう1つは、大江丸の自筆と思われる書状です。この書状には宛名がありませんが、齋藤家資料に含まれていること、両者が交流を持っていたことから、秋圃宛のものと考えてまず間違いありません。また「大江丸」の署名は、他に多数遺っている彼の作品に記された署名と比較して、同筆であろうと判断できます。

この書状は非常に難読で、解釈が困難なのですが、絵のやり取りおよびその代金について記されたものようです。「秋圃と拝山―太宰府に偉才あり―展（6月5日（土）～7月18日（日）。太宰府市文化ふれあい館・無料・月曜休館）」で展示される予定なので、この機会にぜひご覧ください。



元太宰府市公文書館 朱雀 信城

## 少弐氏と渋川氏の筑前退去

応永3（1396）年、渋川満頼が九州探題（室町幕府の九州統治機関）に任命され、同年4月以降に九州博多に下向すると、翌年、筑前大宰府を拠点とする少弐貞頼と肥後菊池を拠点とする菊池武朝は、満頼に対して反旗を翻しました。同年12月、武朝は鎮圧軍の大友氏と和睦を結んだようですが、貞頼は同6年頃まで反乱を継続したとみられます。

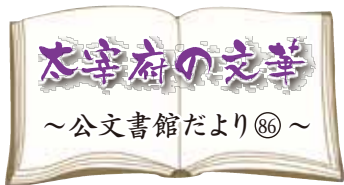
そもそも、鎌倉時代後期、北条氏による鎮西探題（鎌倉幕府の九州統治機関）が博多に置かれた際、少弐氏は同じ筑前を本拠とすること、また、それまでの九州の御家人のトップとしての地位が脅かされることから、探題とは内在的な競合関係をもち、それが探題を滅亡させる原動力となりました。南北朝時代以降に置かれた九州探題についても同様の競合関係があったことが、両氏の対立の要因であつたといえるでしょう。

応永11年には、肥前千葉氏の内訌事件を契機として、貞頼は再び満頼と対立しています。同年6月、貞頼は死去しますが、貞頼没後も戦争状態は治まらず、翌年12月の豊前猪俣合戦に満頼が勝利したことで、ようやく決着をみます。

その後しばらくは、反乱も起きず

平穏な日々だったので、貞頼の跡を継いだ少弐満貞が、応永32年、菊池兼朝とともに反乱を起こします。この前年、九州探題の満頼は隠居して京都に戻っており、反乱が起きたときには息子の義俊が九州探題職を継いでいました。義俊は貞頼らの攻撃に耐えきれず、肥前へ没落します。

この反乱を鎮圧するため、同年7月、幕府は周防の大内盛見を九州に下向させました。同年10月、盛見は満貞を破ります。これにより、満貞は肥後菊池氏のもとに身を寄せ、満貞の子の小法師丸は対馬へと逃れました。



こうして、探題渋川氏と鎌倉時代からの九州の名族少弐氏は、ともに本拠とする筑前から退去することとなりました。その後、渋川氏は肥前綾部城を拠点として九州探題職を世襲するものの、かつての勢力を回復することとはなく、少弐氏是对馬や肥前に逃げながら大宰府の奪還を目指してたびたび反乱を起こすものの、大宰府に定着することはできませんでした。そして、筑前は大内氏が支配する時代へと移行するのです。

元太宰府市公文書館

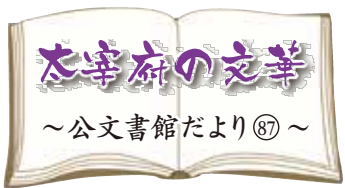
朱雀 信城

## 水城村での天然痘ワクチン接種

現在は根絶している天然痘は、非常に強い感染力で致死率も高く、一度罹患すれば終生罹ることはないものの、回復しても重篤な後遺症が残る恐ろしい感染症です。紀元前から存在し、日本では6世紀以降流行が繰り返され、江戸時代には誰もが患う恐れのある病として定着しました。明治に入ってから数度

の大流行がありました。が、着実に成功してきます。種痘とは天然痘のワクチン接種のことで、明治期にはワクチン保存法の開発や全員接種を目指した取り組みがなされ、明治42(1909)年に「種痘法」が成立、全国で定期的に種痘が行われるようになりました。

古い役場文書を見ると、旧水城村での種痘実施についての事績が確認できます。村長から区長に宛てた照会文の控えですが、「来る19日、午前第10時より関屋・竹森屋において「定期種痘」を施行するため「別紙各人へ堅く出頭」するよう達しを出してほしい、と書かれています。明治36年



10月16日の日付で、村ではこの頃すでに定期的な種痘が場所を指定して行われていたこと(後には春に実施)、村で対象者の名簿を調整し、個々に宛てて区長名で通知が出されていたこと、忌避対策の一つか、病気を理由に接種を見送る場合には医師の診断書が必要としたことなどが分かります。

また、現在明治44年以降が残されている旧水城村の事務報告書には、大正期にかけて種痘結果の簡単な統計が掲載されています。当時村の人口は約3千人程度で、例年120人から、多い時には230人近くが接種の対象となりました。「善感」(免疫の獲得成功)と「不善感」の人数からその割合を出してみると、年ごとの差は大きく、良くて善感が被接種者の6割、時には不善感が善感を大きく上回る年もあり、種痘が普及したとはいえ、ワクチンの効果がなかなか安定しなかった様子が窺われます。

太宰府市公文書館 藤田理子

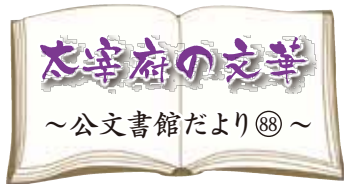
ふじた まさこ

# 日宋貿易と大宰府

日本の対外関係史研究は、1990年代頃から、平安時代を中心に大きく進展したということができると思います。この時期の対外関係史の主要なテーマの一つが日宋貿易です。このテーマに関して、通説としての地位を占めてきたのは、中央大学教授を長く勤められた故森克己さんの『日宋貿易の研究』でした。この書物は、平安時代以降の対外関係史を考察するために、日本側の史料のみならず中国関係史料なども広く蒐集している点で、現在においても大きな意義を持っています。

森さんは、この著書のなかで、日宋貿易の特徴の一つとして、「荘園内密貿易」という形態が現れたという説を提唱しています。この「荘園内密貿易」とは、政府の管理のもとでの貿易を嫌った宋商人たちと、唐物を手に入れたい貴族・寺社などの荘園領主との利害が一致し、自らの荘園内に直接商船を招き入れ、政府の管理によらない貿易を行ったとするものです。

この説に対して、神戸女子大学教授の山内晋次さんは、森さんが「荘園内密貿易」の存在を示すとした諸史料を一つ一つ再検討して、いずれもがその確定的な根拠とするには疑問があり、少なくとも10～11世紀、「荘園内密貿易」が盛んにおこなわれ、政



府の貿易管理がほとんど機能していないという状況であった可能性はきわめて低い、と結論付けています。現在ではこの考え方が広く受け入れられており、これを批判的に継承しつつ研究が積み重ねられてきています。

一方で、当時の宋商人については、大宰府来着の事例が圧倒的に多く、したがっていま述べた政府の貿易管理の場も大宰府であったことになりました。これまでの研究においても、この点にふれたものも多くありますが、それを考えるための素材がおもに都にいた貴族たちの日記（古記録）などであるという史料的な制約が大きいことは否めません。現状では、鴻臚館跡や博多遺跡群の発掘調査成果などについては、しばしば言及されていますが、大宰府についていえば、たとえば10世紀後半の大宰府政庁第三期の再建、11世紀初頭の府官層の台頭、また当該期における大宰府財政の変容などの問題が頭に浮かびます。こうした点を加えて、平安時代における大宰府の対外的機能と日宋貿易との関わりをさらに深く検討していくことが、今後の課題ではないかと思えます。

大宰府市公文書館 重松 敏彦



## 江戸時代のワクチン接種

宮浦(福岡市西区)で荒物屋を営んでいた津上悦五郎が遺した、江戸時代末から明治にかけての記録『見聞略記』、文久2(1862)年の項には次の記事があります(高田重廣校注『見聞略記 幕末筑前浦商人の記録』)。

当冬、所々痘瘡(天然痘)流行い

たし、兼て植痘瘡致し居

り候わば、殊の外手軽く、

近村も飛び飛び流行いた

し申し候えども、植痘瘡

の故にや広がり申さず候

「植痘瘡」とは種痘(天然痘

ワクチンの接種)のことで、こ

の年の冬に天然痘の流行が見

られたが、種痘のおかげか蔓

延しなかったと伝えていきます。この

記述から、当時すでに浦の一商人が

種痘という医療法を認識し、その作

用を感じていたことが分かります。

当時、福岡藩では黒田長溥の治世

下(1834年家督相続)、領内で種

痘の普及が目指されました。種痘と

いえばその祖とされる秋月藩医・緒

方春朔(1748—1810)が浮か

びますが、国内で主流となっていく

のは彼が用いた人痘法(患者から採取した瘡蓋を砕いて鼻孔に付着させる)ではなく西洋由来の技術である牛痘法の方で、福岡藩でも西洋技術の導入に熱心だった藩主・長溥が登用した医師・武谷祐之(1820—1894)により牛痘の接種が広められました。

太宰府では、在村医・中川

昌沢が安政3(1856)年

に太宰府天満宮社家中の「種

痘之医」を担当することを藩

に許可されました(『太宰府

市史 通史編Ⅱ』)。中川家は

代々太宰府で医師を務める

家系で、昌沢は福岡藩の内科

医や京都の古方派医に医術

を学んだ後、太宰府に戻り村の「掛

医」として診療を行っていました

(『太宰府人物志』)。当時種痘は、地域

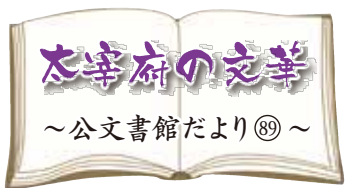
の医療を最前線で担っていた医師た

ちによっても徐々に進められ、巷で

もその効果を実感されるに至ってい

た、ということが窺えるのではない

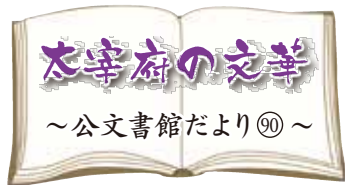
でしょうか。



太宰府市公文書館 藤田理子

## まんじょういん 満盛院領をめぐるトラブル

戦国時代も半ばに近い大永6(1526)年、太宰府天満宮の社家の一つ満盛院の院主快真是、筑前国守護の大内義興にある訴えを起こしています。それは、満盛院の領地の早良郡戸栗・重富(現福岡市早良区西区)のうち80町を返してほしい、というものでした。実は大内氏は、この地を一時的に満盛院から借り上げ、千葉胤勝という人物に渡していました。この訴えを受けて大内氏は、いずれ返還する意向を示しつつ、当面は代わりに鞍手郡赤馬庄(現在の宗像市)から徴収した段銭(田地一段別に賦課する税)のうち百貫文を快真に渡すよう指示しています。



0)年、快真是再び大内氏に訴えています。この時にはもう胤勝は肥前に復帰していたので、戸栗・重富の領地を返してくれるよう要求しました。ところが大内氏(これ以前に義興から義隆に代替わり)は、すでに別の人に与えてしまったので、これまで通り鞍手郡の段銭百貫文を与えると返答しています。

ところで快真の一回目の訴えによると、大内氏は永正年中(1504-21)にも宗大和守という人と同じ地を与えたことがあり、これを先代院主の快竹が訴えたところ、この時も代わりとして鞍手郡のうち段銭百貫文が与えられることになったそうです。

この千葉胤勝という人は、隣国の肥前国の小城(現在の佐賀県小城市)に本拠を置いていた有力な領主です。この時は小城を追われて筑前に亡命し、大内氏の庇護を受けていました。大内氏と少弐氏の対立の中で大内方に付いていた胤勝は、少弐方の軍勢と戦って敗れたのだと思われます。そして亡命生活の費用を賄うために義興から領地を与えられたのです。

このように、大内氏はたびたび満盛院の領地である戸栗・重富の地を借り上げて他の人に与え、満盛院はそのつど困って大内氏に返還を求めています。大内氏は戦乱によって他国から逃れてきた味方の人々を、受け入れて扶養していたようですが、その分だけ満盛院のように損をする人々もいたことが分かります。

それから4年後の享祿3(1533

太宰府市公文書館 大塚 俊司